(二)　主務大臣は、合併等の認可の申請があった場合において、当該申請に係る合併等が認可の基準のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該認可をすることとし、当該認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならないこととした。（第五条関係）

(三)　認可を受けて合併等を行った特定地域基盤企業等は、基盤的サービス維持計画の実施の状況等を主務大臣に報告しなければならないこととし、主務大臣は、当該認可を受けて行われた合併等が認可の基準に適合しなくなったと認めるときは、基盤的サービス維持計画の実施期間内において、合併等の種別に応じて、当該特定地域基盤企業等に対し、措置を講ずべき期限を示して、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第七条及び第八条関係）

3　共同経営に関する協定の締結の認可等

(一)　地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者（以下「地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」と総称する。）との間で、基盤的サービスの提供のために所定の行為を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共同して、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができることとした。（第九条関係）

(二)　共同経営に関する協定の締結の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して共同経営計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないこととし、当該認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、あらかじめ、当該計画について、計画区域の存する市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第六条第一項に規定する協議会等の意見を聴かなければならないこととした。（第一〇条関係）

(三)　国土交通大臣は、認可の申請があった場合において、当該申請に係る協定が認可基準のいずれにも適合するものであると認めるときは認可をすることとし、当該認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならないこととした。（第一一条関係）

(四)　共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）は、認可を受けた協定に係る共同経営計画の実施の状況等を国土交通大臣に報告しなければならないこととし、国土交通大臣は、当該認可を受けた協定の内容が、認可基準に適合しなくなったと認めるときは、当該協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、措置を講ずべき期限を示して、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一四条及び第一五条関係）

4　施行期日等

(一)　この法律は、この法律の施行の日から一〇年以内に廃止することとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（国土交通省）

1　技術検定種目等の見直し

技術検定種目のうち、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改め、検定技術を建設機械の統一的かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術とすることとした。（第三四条関係）

2　第一次検定の受検資格

(一)　一級の第一次検定を受けることができる者は、次のとおりとすることとした。（第三六条第一項関係）

(1)　学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2)　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(3)　受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者

(4)　国土交通大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(二)　二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が一七歳以上の者とすることとした。（第三六条第二項関係）

3　第二次検定の受検資格

(一)　一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとすることとした。（第三七条第一項関係）

(1)　受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定に合格した者（当該第一次検定を2の(一)の(3)に該当する者として受検した者（2の(一)の(1)、(2)又は(4)に該当する者を除く。）にあつては、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するものに限る。）

(2)　国土交通大臣が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(二)　二級の第二次検定を受けることができる者は、(1)又は(2)に定める者とすることとした。（第三七条第二項関係）

(1)　建設機械施工管理　次のいずれかに該当する者

イ　建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。(ロ)及び(2)のイ(イ)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(ロ)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(ハ)　受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

(二)　建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者

ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(2)　土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理　次のいずれかに該当する者

イ　受検しようとする第二次検定と種目を同じくする二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(ロ)において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(ロ)　受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者